

15 記帳事項・帳簿の保存は？

この章では、課税事業者の「帳簿への記載事項」と「帳簿の保存」について説明します。

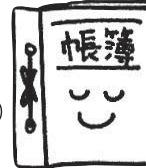
[1] 帳簿の記載事項と保存期間

課税事業者は帳簿を備え付けて、これに取引を行った年月日、内容、金額、相手方の氏名又は名称などの必要事項を整然とはっきり記載し、この帳簿の閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間^(注1)、納税地等で保存する必要があります。

なお、帳簿は、これらの記載事項を充足するものであれば、商業帳簿でも所得税・法人税における帳簿でも差し支えありません。

<主な記載事項>

- ・取引の年月日
- ・取引内容
(軽減税率の対象品目である旨)
- ・税率の異なるごとに区分した取引金額
- ・取引相手の氏名又は名称



<保存期間>

閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日より2月を経過した日から7年間^(注1)

取引区分	帳簿への記載事項
資産の譲渡等（特定資産の譲渡等（参照→P45）を除く）を行った場合	①取引の相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④税率の異なるごとに区分した取引金額
売上返品を受けたり、売上値引きや売上割戻し等を行った場合	①売上返品等に係る相手方の氏名又は名称 ②売上返品等に係る年月日 ③売上返品等の内容（軽減税率の対象品目である旨） ④税率の異なるごとに区分した売上返品等に係る金額
仕入返品をしたり、仕入値引きや仕入割戻し等を受けた場合	①仕入返品等に係る相手方の氏名又は名称 ②仕入返品等に係る年月日 ③仕入返品等の内容（軽減税率の対象品目である旨） ④仕入返品等に係る金額
貸倒れが生じた場合	①貸倒れの相手方の氏名又は名称 ②貸倒れ年月日 ③貸倒れに係る資産又は役務の内容（軽減税率の対象品目である旨） ④税率の異なるごとに区分した貸倒れに係る金額
課税貨物に係る消費税額の還付を受けた場合	①保税地域の所轄税関名 ②還付を受けた年月日 ③課税貨物の内容 ④還付を受けた消費税額

[2] 帳簿の保存方法

帳簿は、原則として帳票類で保存します。特例として、7年のうち最後の2年間は一定の要件を満たすマイクロフィルムによる保存が認められます。

また、パソコンなどで作成した帳簿を、一定の要件の下に電子データのまま保存することができます。^{(注2) (注3)}

注1

消費税の申告期限の特例（参照→P53）の適用を受けている法人は、その適用により延長された申告期限の翌日から7年間となります。

注2

取引の相手先から受け取った請求書等及び自らが作成したこれらの写し（決算関係書類を除きます。）について、一定の要件の下で、書面による保存に代えて、スキャナで読み取って作成した電子データによる保存が認められます。

注3

帳簿を電子データで保存する場合の保存方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の「電子帳簿等保存制度特設サイト」から、取扱通達や一問一答などをご確認ください。